

庁内の情報セキュリティの実効性

対象受検機関：総務部 I T 推進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)										
<p>1 総務部 I T 推進課の事務</p> <p>(1) 平成13年に「電子府庁アクションプラン」、平成16年に「I T 推進プラン」が策定され、それ以降、I T における同様の全庁的なプランは作成されていない。 これらのプランに基づき、府ホームページの充実、行政手続の電子化、電子調達の導入や、総務事務システムの構築など庁内システム環境の整備がすすめられた。</p> <p>(2) I T 推進課の主な事務は、庁内の情報基盤等（電子メール、庁内ウェブページ等の I T 関係の情報インフラ及び全庁共通サービスインフラ）についての機器の整備・管理、職員端末機等の整備・運用、庁内ネットワーク環境等の整備・運用や庁内の情報セキュリティに関する管理及び庁内のシステム導入・改修における相談対応や助言、予算要求時の業務所管課や財政課に対する支援である。</p> <p>2 庁内の情報セキュリティ対策</p> <p>(1) セキュリティの内容 情報セキュリティは、「電子計算機、情報通信ネットワーク、情報システム及びデータの安全性及び信頼性を確保すること」であり、以下の事項を脅威の対象としている。 ○情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等 ○情報資産の無断持ち出し、情報システム等の設計・開発・運用・保守等の不備 ○災害による情報システム等の停止等</p> <p>(2) 基本要綱の制定 平成26年4月に「大阪府の情報セキュリティに関する基準」を全面改訂し、「情報セキュリティに関する基本要綱」（以下「基本要綱」という。）を定め、情報システムや端末機等の管理・運用に関する全庁的な遵守事項を盛り込んでいる。</p> <p>(3) セキュリティ体制と I T 推進課の役割</p> <p>ア 庁内の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部長が統括情報セキュリティ責任者として明文化された。 ・各部局次長が情報セキュリティ責任者、各室課長が情報セキュリティ管理者、情報システム管理者として規定され、それぞれの責任が明確化されている。 <table border="1" data-bbox="311 1444 1053 1642"> <tr> <td>情報セキュリティ対策推進体制</td> <td>充て職</td> </tr> <tr> <td>最高情報統括責任者（C I O）</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>統括情報セキュリティ責任者</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ責任者</td> <td>部局等の次長</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ管理者</td> <td>室課等の長</td> </tr> </table>	情報セキュリティ対策推進体制	充て職	最高情報統括責任者（C I O）	知事	統括情報セキュリティ責任者	総務部長	情報セキュリティ責任者	部局等の次長	情報セキュリティ管理者	室課等の長	<p>1 基本要綱では、情報セキュリティ責任者（各部局の次長）、情報セキュリティ管理者（各室課長）及び職員の役割と責任は詳細に規定されているが、I T 推進課の果たす役割は明確に規定されていない。</p> <p>2 今回の規程の改訂により、各部局の責任を明確化し、より現場での管理に委ねる形になっているが、これらは全て「充て職」であり、情報セキュリティに携わるノウハウを有する人材が各所属にどれだけ配置されているかは把握されていない。</p> <p>3 基本要綱 第85条で、自己点検の実施の規定が新設されているが、自己点検の具体的な実施内容、実施方法は明確になっておらず、各所属での対応が行い難い状況にある。</p> <p>4 必要な業務のために U S B メモリ等の利用制限が解除され、当該業務が終わった後も、解除された職員端末機は U S B メモリ等の利用が継続できる状態になっており、業務外に利用されるおそれがある。</p> <p>5 U S B メモリ等の利用制限の解除や制限再開について適切に管理が行われているかについて、チェックのルールが規定されておらず、これらの判断・運用を各所属に任せている状況である。</p>	<p>情報セキュリティへの対応には万全を期す必要があり、平成26年4月に行った規程の改訂により、情報セキュリティに対する各部局の責任を明確化し、より現場での管理・運用に委ねる形になっている。</p> <p>情報セキュリティ対策を実効性あるものにするため、各所属におけるセキュリティ業務に対応できる人材の育成に努められたい。</p> <p>また、各所属が情報セキュリティ対策を適切に行えるよう、具体的な行動指針を示すとともに、実際の管理・運用が適切に行われているかを把握するため、定期的なモニタリングを実施することを検討されたい。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検の実施について、具体的なチェックのあり方についてのマニュアルを示し、どのように行うかを周知する。 ・各所属に利用の判断を委ねている情報端末機等（U S B メモリ等）の利用制限の解除について、各所属での具体的な管理についてのマニュアルを示し、少なくとも年1回は解除の状況を全所属から提出させ、把握する。
情報セキュリティ対策推進体制	充て職											
最高情報統括責任者（C I O）	知事											
統括情報セキュリティ責任者	総務部長											
情報セキュリティ責任者	部局等の次長											
情報セキュリティ管理者	室課等の長											

イ IT推進課の役割

- ・IT推進課の役割については、基本要綱上は明文化されていないが、総務部内の事務分掌に基づき統括情報セキュリティ責任者（総務部長）の役割に係る事務を実施している。
- ・情報セキュリティ委員会（総務部次長が座長、各部局次長などで構成）の庶務を担っている。

(4) 情報セキュリティとして新設及び変更されたもの

ア 自己点検（基本要綱で新設）

（自己点検）

第85条 統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、この要綱の遵守状況について、必要に応じて自己点検を実施するとともに、自己点検の結果を踏まえて、自己の権限の範囲内で改善を図るよう努めなければならない。

イ USBメモリの管理（変更）

USBメモリは、情報セキュリティの観点から、通常、職員端末機では使用できないように設定しているが、「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」で、業務の必要性に応じて利用制限の解除を規定している。

また、IT推進課で用意した端末機（庁内で使用する端末機の約85%）については、平成26年8月から「利用者管理システム」により各所属長により制限解除が行えるようになり、より現場での管理に任せる形になっている。

（情報端末機等の利用制限の解除）

第5条 行政情報化推進主任者は、情報端末機等の利用制限の解除等を行う必要がある場合、様式第2号によりIT推進課長に申請しなければならない。

2 IT推進課長は、前項の申請を受けた場合、情報端末機等の利用制限の解除等を承認することができ、その場合には前項の様式により行政情報化推進主任者に通知しなければならない。

3 前2項については、利用者管理システムにより利用制限の解除を行うことができる場合を除く。

措置の内容

情報セキュリティ業務に対応できる人材を育成するため、以下の取り組みにより、職員の情報セキュリティに係る認識と理解を深めた。

- ・平成26年度から、本庁全局・室・課及び全出先機関の個人情報取扱事務主任者等が出席する「個人情報適正管理に係る全体研修」（府政情報室主催）において、IT推進課の職員が情報セキュリティに関する講義を実施。（平成28年度は5月9日に実施。）
- ・平成28年度から、新規採用職員を対象とした情報セキュリティに関する研修及び室課からの要望に応じて職員を派遣する「おでかけ情報セキュリティ研修」を開始した。

《研修実績》

新規採用職員研修：平成28年4月12日及び同月22日に実施

おでかけセキュリティ研修：

6月3日	安威川ダム建設事務所、茨木保健所 約70名	9月8日	泉南府税事務所 10名 岸和田保健所 10名
6月10日	環境農林水産部部内研修 約90名		岸和田土木事務所 10名
6月28日	政策企画部部内研修 18名		泉州農と緑の総合事務所 6名
7月4日	障がい福祉室 約25名	9月21日	岸和田子ども家庭センター 14名
		9月26日	税政課 約20名
7月11日、12日	中央府税事務所 約180名	10月19日	障がい者自立相談支援センター 34名 障がい者自立センター 3名
6月27日 2回（別館）	庁舎管理課 約80名	11月30日	東大阪高等職業技術専門学校 約30名
6月29日 2回（別館）		12月2日、7日	西大阪治水事務所 約100名
7月7日 1回（咲洲）		12月14日	総合労働事務所 17名
7月20日 1回（別館）		12月16日	人事委員会事務局 6名
7月21日 1回（別館）		12月26日、27日	会計局 40名
7月25日	契約局 約20名	1月10日	寝屋川水系改修工営所 37名
8月5日	薬務課 約30名	2月27日	豊能府税事務所 7名
8月31日	都市計画室 約30名		

- ・庁内ウェブページ（トップページ）を通じた全職員に向けてのタイムリーな注意喚起（例：日本年金機構に対する標的型サイバー攻撃など）、職員のICT利用を推進する「ITサポートページ」を通じた情報セキュリティに関する情報提供を実施した。

また、情報セキュリティ対策を適切に行える行動指針として、「情報セキュリティに関する基本要綱」等の内容を理解・遵守できるようチェックリストを作成し、行政情報化推進主任者連絡会議において、各部局へ周知した。

定期的なモニタリングに関しては、「情報通信基盤の利用に関する基本要綱」において、情報端末機等の利用制限の解除を行う場合は、年度ごとにIT推進課長へ依頼しなければならないと定め、全庁の解除状況が把握できる仕組みを整えた。

監査実施年月日（委員：平成26年8月20日、事務局：平成26年6月17日から同年7月31日まで）